税務相談室

寄　附　金　控　除

北海道医師会顧問税理士　中村（なかむら）　孝一（こういち）

質問１　私は、確定申告において政党等寄附金特別控除の適用を受けていましたが、その控除額の計算にあたり、政党等に対する寄附金以外の寄附金も含めた全額を政党等に対する寄附金としていたため、修正申告することになりました。

その後、正当に計算すると政党等に対する寄附金についても寄附金控除を選択した方が有利であることが判明しました。この場合、修正申告において寄附金控除への選択替えが認められますか。

回　答　修正申告において、寄附金控除への選択替えは認められません。

政党又は政治資金団体に対する政治活動に関する寄附金については、政党等寄附金特別控除と寄附金控除との選択適用が認められていますが、政党等寄附金特別控除は「確定申告書に当該控除を受ける金額についてのその控除に関する記載があり…場合に限り、適用する」とされており、寄附金控除は政党等に対する寄附金について政党等寄附金特別控除の適用を受ける場合を除くこととしていますので、そのどちらかの適用を受けるかの選択は確定申告（期限後申告を含みます。）において行わなければなりません。

これは、政党等に対する寄附金については、確定申告を行う時点において、政党等寄附金特別控除の適用を選択するか、寄附金控除の適用を選択するか、納税者の意思に委ねられており、いったんどちらかの適用を選択した後は、もはや適用の選択替えは認められず、確定申告において納税者が選択した控除をもって、その後の課税関係を律することとしているからです。

したがって、ご質問の政党等に対する寄附金については、修正申告において寄附金控除への選択替えは認められないこととなります。

日本医師会公式YouTubeチャンネルの登録ならびに日本医師会LINE公式アカウントの友だち追加へのご協力のお願い

日本医師会では公式YouTubeチャンネルやLINE公式アカウントを通じて、さまざまな情報を提供しています。それらの情報をご活用いただくため、ぜひ、YouTubeのチャンネル登録ならびにLINEへの友だち追加を、下記の二次元バーコードからお願いいたします。

●日本医師会公式YouTubeチャンネル

●日本医師会LINE公式アカウント

問い合わせ先：日本医師会広報課　E-mail：kouhou@po.med.or.jp